

被災された方のための 生活支援情報

第 22 号
平成 24 年 6 月 27 日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

東部地域の住宅宅地再建支援制度の申請を受け付けます

本市東部津波被災地域において被災された方の安全な住まいの確保を支援するため、次の補助制度の申請を受け付けます。

支援制度の内容	受付場所
①移転対象地区（災害危険区域）から単独で安全な地域に移転する方への支援制度	移転推進課（6月29日までは市役所北庁舎B棟1階、7月2日以降は市役所本庁舎4階）
②移転対象地区以外の区域のうち、津波防災施設整備後も浸水が予想される地域において、安全な地域に移転する方や、盛土などにより現地で住宅を再建する方への支援制度	事業調整課（6月29日までは市役所北庁舎B棟1階、7月2日以降は市役所本庁舎4階）

◆制度の詳細および申請書の記載方法等については、お問い合わせください

申し込み・問い合わせ ①移転推進課 ☎214・8805

②事業調整課 ☎214・8032

東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置について

被災した住宅の敷地（被災住宅用地）及びその代わりとなる土地（被災代替住宅用地）、被災した家屋の代わりとなる家屋（被災代替家屋）等に対する固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が創設されました。代替の土地または家屋を取得して軽減措置を受ける場合は申告が必要となります。

問い合わせ 区役所・宮城総合支所固定資産税課・秋保総合支所税務住民課（☎は下欄）

水道料金・下水道使用料の減免申請を受け付けます

仙台市内にお住まいの方は、世帯の生活状況等により、水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額が減

免となる場合があります。平成24年度分について申請済みの場合、再申請は不要です。

◆減免対象＝次の①～③をすべてを満たす世帯。①世帯全員の市県民税が非課税である、②申請日現在、収入が少なく、著しく生活に困窮していると認められる、③他の世帯から経済的援助を受けていない

※生活保護世帯については別の取り扱いとなりますので、お問い合わせください

◆減免額（基本料金相当額）・減免期間

1カ月分	□径13mm	□径20mm	平成24年度の減免期間
水道料金	609円	1,312円	7月から平成25年6月まで。ただし、申請の翌月からの適用となります
下水道使用料	738円	738円	
合計	1,347円	2,050円	

◆受付場所＝市役所料金センター（市役所本庁舎1階）、
・北料金センター（泉区役所東庁舎3階）、南料金センター（水道局本庁舎（太白区南大野田29-1）1階）

◆提出書類＝①減免申請書（上記受付場所で配布しているほか、水道局ホームページ<http://www.suidou.city.sendai.jp/>からも取り出せます）、②世帯全員の平成24年度非課税証明書（18歳以下の被扶養者は不要）
※世帯員以外の方が申請する場合には、「委任状」も必要です

問い合わせ 水道局南料金センター ☎304・0020

多重債務無料法律相談会を開催します

借金・多重債務問題の相談を弁護士が無料でお受けします。

日時	対象	会場	定員
7/26(木)・27(金) 10:00～12:00、 13:00～16:00	市内にお住まいか通勤・通学している方	消費生活センター	36人 〔先着〕

◆申し込み＝7月9日(月)から20日(金)の9:00～18:00に電話で消費生活センターにお申し込みください

申し込み・問い合わせ 消費生活センター ☎268・7867

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>